

理事及び監事並びに評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 東京海上日動教育振興基金 定款第13条及び第28条の規定により理事及び監事並びに評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給等)

第2条 この法人は、常勤の理事及び非常勤の理事及び監事並びに評議員の職務遂行の対価として報酬を支給する。

但し、東京海上日動火災保険株式会社の役職員が、非常勤の理事及び監事並びに評議員を務めている場合は、報酬は支給しない。

2. 常勤の理事に対する報酬は月額とし、総額で年間に1100万円を超えない範囲で、評議員会において決定する。

3. 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、理事会、評議員会出席の都度、一人一律3万円を超えないものとする。

4. 非常勤の理事及び監事並びに評議員の退任に当っては、一人一律1万円の退任慰労金を支給する。

但し、東京海上日動火災保険株式会社の役職員が、非常勤の理事及び監事並びに評議員を務めている場合は、退任慰労金を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 常勤の理事の報酬は、月額をもって支給するものとし、その月の20日に通貨若しくは本人の指定する自己名義の銀行預金口座への振込により、直接その全額を支給する。ただし、法令に定められているものについてはこれを控除する。

2. 前項の支給日が休日に当たる場合は、順次その前日に繰り上げる。

(費用)

第4条 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

2. 常勤の理事が通勤に要する交通費は通勤手当として実費を支給する。

また、職務遂行に伴い発生する交通費も実費を支給とする。

3. 非常勤の理事及び監事並びに評議員が、理事会、評議員会の出席に要する交通費については、実費を支給する。

また、職務遂行に伴い発生する交通費も実費を支給する。

4. 常勤の理事の職務遂行に伴う旅費は、従業員出張旅費規定を準用する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議において行うものとする。

(附則)

1. 本規程は平成21年10月1日から施行する。

平成22年7月	1日	一部改定
平成26年6月	18日	一部訂正
平成28年6月	13日	一部改定
令和6年4月	1日	一部改定